

公 示 送 達 書

長崎市告示第505号

令和7年12月8日及び同月18日付けの次の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達できないので、長崎市長（財務部収納課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月8日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住（居）所	氏 名
1	差押調書（謄本） 長収第調－4880号	長崎県長崎市界2丁目7番9号 七福ハイツ2B	J I A N G Z H A O B E I 姜 兆北
2	配当計算書（謄本） 長収第調－5302号	長崎県長崎市界2丁目7番9号 七福ハイツ2B	J I A N G Z H A O B E I 姜 兆北
3	以下余白	以下余白	以下余白
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。